

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
<p>本則</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			<p>本則</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			
組織	職務区分	適用区分	組織	職務区分	適用区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
事務局	事務局長	I種	事務局	事務局長	I種	
	部長	II種		部長	II種	
	事務長 課長（学生総合支援課長、研究支援課長、総務課長及び財務課長に限る。）	III種		副部長 事務長 課長（学生総合支援課長、研究支援課長、総務課長及び財務課長に限る。）	III種	
	課長	IV種		課長	IV種	
	課長補佐及び事務長補佐（室長を命ぜられた者に限る。）	V種		課長補佐及び事務長補佐（室長を命ぜられた者に限る。）	V種	
事務局以外の 事務組織	監査室長 課長	IV種	事務局以外の 事務組織	監査室長 課長	IV種	
	課長補佐（室長を命ぜられた者に限る。）	V種		課長補佐（室長を命ぜられた者に限る。）	V種	

附 則（細則第16号）

この細則は、平成26年1月1日から施行する。